

【42 その他の農林振興課所管施設】

あり方方針

『その他の農林振興課所管施設』は、木材産地である地域の木材加工・利用技術の継承を目的に設置された施設です。

「木工館」については、利用が特定の団体に限定されており、設備の老朽化も進行しているため、公共的団体への貸付けにより廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

なお、下記「外部評価」の意見を合わせて本施設グループの「あり方方針」とし、着実に取組を推進していきます。

●庁内評価のとおり

(補記事項)

外部評価

今後、地域住民や利用者団体等の理解と協力が不可欠であり、市の考え方・方針を丁寧に説明し、合意を得るよう努められたい。

また、施設の設置経緯やこれまでの運営経過を踏まえ、公共的団体への貸付けにあたっては、希望する市民に広く門戸を 開放する条件を付すなど、引き続き木工文化等を後世へ伝承していく手法を検討されたい。